

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田正純

### 徳島県条例第十号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の三第三項及び第五十三条の十五第二項中「運転免許証」の下に「（同法第八十四条第一項の運転免許を現に受けていることを証明するに足りる書類又は電磁的記録を含む。）を加える。

附則第十項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十九項中「附則第十二条の二の十第一項」を「附則第十二条の二の十」に改める。

附則第二十項第二号中「附則第十二条の二の十第二項」を「附則第十二条の三第一項第二号」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条の三第三項及び第五十三条の十五第二項の改正規定は令和七年三月二十四日から、附則第十九項及び第二十項第二号の改正規定は同年四月一日から施行する。